

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しの趣旨等について

令和 8 年 8 月
渋川市農政部農林課

1 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について

(1) 根拠法令

農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）

(2) 性格

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「基本構想」という。）は法に基づき市の策定が義務付けられています。市が地域農業の将来像と支援の方針を具体的に示す計画であり、今後の農政を推進していくために、（基本的な方向）、目標とすべき労働時間、所得水準等を示すものです。なお、基本構想は県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即するものとされています。また、基本方針は、おおむね 5 年ごとに、その後 10 年間について定めることとされています。

(3) これまでの策定、見直しの経緯

平成 18 年 7 月 基本構想策定

（市町村合併、おおむね 5 年ごとの見直し及び法改正に伴う見直し）

平成 22 年 5 月 基本構想見直し（法改正に伴う見直し）

平成 24 年 3 月 基本構想見直し（おおむね 5 年ごとの見直し）

平成 26 年 9 月 基本構想見直し（法改正に伴う見直し）

平成 28 年 12 月 基本構想見直し

（おおむね 5 年ごと及び法改正に伴う見直し）

令和 3 年 12 月 基本構想見直し

（おおむね 5 年ごと及び法改正に伴う見直し）

令和 5 年 9 月 基本構想見直し（法改正に伴う見直し）

令和 8 年 12 月 基本構想見直し（おおむね 5 年ごとの見直し）

（予定）

2 今回の基本構想の見直しについて

(1) 見直しの経緯

社会情勢や農業環境の変化に対応するため、概ね5年ごとに定期的な見直しとして、令和8年4月1日付けで基本方針が改正されました。これに伴い、渋川市においても見直しを実施することになりました。

(2) 基本構想見直しの主な内容

①目標年次（令和12年→令和17年）

②効率的かつ安定的な農業経営の目標

【目標年間農業所得】

- ・主たる従事者1人あたり 400万円程度→440万円程度
- ・1経営体あたり 630万円程度→650万円程度

【目標年間労働時間】1,800～2,000時間程度→1,800～1,950時間程度
(上限を50時間縮減)

③新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

【新規就農者の年間確保目標】4人→10人

【目標年間労働時間】1,800～2,000時間程度→1,800～1,950時間程度
(上限を50時間縮減)

④効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標について、経営規模等を近年の状況に合わせて修正

⑤農用地利用集積の目標（64%→46.6%）

⑥情勢等の変化に対応した見直し

⑦その他、文言整理等

※新たに農業経営を営もうとする青年等の目標の年間農業所得目標は、試算の結果見直しは行いません。

(3) 見直し時期（予定）

令和8年12月